

御指摘事項等について

平成31年1月28日
文部科学省高等教育局
高等教育段階の教育費負担軽減
新制度プロジェクトチーム

1. 案文の修正に関する事項について

長官御指摘の通り第15条第1項第7号を削除した。これに伴い、同項第1号についても修正を加えた（趣旨は後述）。

また、第12条第3項において、他の個所と合わせて「当該確認大学等の設置者」と修正した。

2. 説明資料について

第15条第1項第7号を削除するにあたり、同項と第7条第2項第3号との間で規定内容の範囲に不整合が生じないよう整理する必要があるため、以下の資料を作成した。

- ① 長官用御説明資料
- ② ①の詳細版
- ③ 欠格事由と取消し事由の対比の参考として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の抜粋

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第三章 雑則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三十三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に關し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に關し、大学等がその經營を繼續的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

（国の負担）

第十一條 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（認定の取消し等）

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徵収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徵収することができる。

4 前項の規定による徵収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させる

ことができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの人であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告、命令等）

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することが

できる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 確認大学等が、第七条第一項第一号、第二号又は第三号（政令で定める者に係るものに限る。）に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。

三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。

四 確認大学等の設置者が、第十二条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退

した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いすれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るもの（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減

免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

(文部科学省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、

前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものと

する。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第二号）第一条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学す

る」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しがして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の一を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない場合にあっては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

(地方財政法の一部改正)

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ）を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十

一年法律第 号) 第十条に規定する減免費用 (私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。) に充てるための資金 (以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。) を交付するためには必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」(交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ)を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律

第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

追加用例集

(大学等における修学の支援に関する法律案(仮称))

＜目 次＞

第15条第1項第1号関係	1
「次に掲げる〇〇」と柱書に規定した上で各号を規定する条文の当該各号部分を引用する際に「第〇号に掲げる…」と規定する例	
第15条第1項第1号関係	1
「〇〇で定める者に係るものに限る。」	

○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）

（認定の取消しの事由）

第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に

掲げる場合に該当することとする。

一 一項認定事業者 関税法第六十二条の八第二項第五号若しくは第六号に掲げる基準に適合しなくなつたとき、又は関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たさなくなつたとき。

二・三 （略）

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（総合保税地域の許可）

第六十二条の八 （略）

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・四 （略）

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。）が第四十三条第一号から第七号まで（許可の要件）に掲げる場合に該当しないこと。

六 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘案して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められること。

○租税特別措置法施行令（昭和二十二年政令第四十三号）

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の三 （略）

2・6 （略）

7 法第十条第八項第一号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一 （略）

二 法第十条第八項第一号に規定する政令で定める試験研究 次に掲げる費用

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。イにおいて同じ。）及び経費（外注費にあつては、これら原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

8・16 口 （略）

○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）

（認定の取消しの事由）

第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に

掲げる場合に該当することとする。

一 一項認定事業者 関税法第六十二条の八第二項第五号若しくは第六号に掲げる基準に適合しなくなつたとき、又は関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たさなくなつたとき。

二・三 （略）

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（総合保税地域の許可）

第六十二条の八 （略）

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～四 （略）

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。）が第四十三条第一号から第七号まで（許可の要件）に掲げる場合に該当しないこと。

六 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘案して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められること。

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の三 （略）

2～6 （略）

7 法第十条第八項第一号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一 （略）

二 法第十条第八項第一号に規定する政令で定める試験研究 次に掲げる費用

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。イにおいて同じ。）及び経費（外注費にあつては、これら原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

8～16 口 （略）

第15条第1項第1号関係

「〇〇で定める者に係るものに限る。」

〇号に掲げる…と規定する例

大学等における修学の支援に関する法律案

内閣法制局長官御指摘事項御説明資料

平成31年1月文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

＜目次＞

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について…………… 1

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について

旧第15条第1項第7号に規定して内容については、設置者による法律違反等で取り消された場合が欠格事由及び取消し事由としての中核的な内容であり、役員に係る規定はその付隨的な規定である。

このため、役員に係る規定については、第7条第2項第3号の欠格事由として規定することとし、具体的には、第15条第1項の規定により確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者の一つとして規定する。

なお、上記第7条第2項第3号に規定するものの中には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項では取消し事由として規定されていないもの（本法律案では、取消しを受けてから3年を経過しない設置者であること等）、規定されているもの（本法律案では、この法律等に違反した者が役員である設置者等）の両方がある。

このため、子ども・子育て支援法の規定内容に倣い、取消し事由として規定されているもののみについて、第7条第2項第3号の規定内容を第15条第1項第1号に位置付ける必要があることから、同号の規定ぶりについては、「第7条第1項第1号、第2号又は第3号（政令で定める者に係るものに限る。）に掲げる要件を満たさなくなったとき」とする。

《参考》

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をことができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をできなくなったとき。

四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について

(欠格事由と取消し事由の関係)

欠格事由と取消し事由については、その内容を同一にすることが基本となっている。これは、

- ・欠格事由の方が狭い場合は、要件に適合するとして確認はされるものの、取消し事由に該当するため、確認直後に取消し対象となってしまうこと
- ・欠格事由の方が広い場合は、確認を受けた後に、欠格事由に該当しても取り消されないため、確認の際にだけ欠格事由に該当しない状態とし、確認後すぐに欠格事由に該当する状態となる脱法行為を許してしまうこと

等の不合理な状況が生じることを防ぐためであると考えられる。

(両者の内容を同一にする方法)

欠格事由と取消し事由の内容を同一にする場合でも、例えば、取消しから3年を経過しない者であることなど、確認後に、該当することがあり得ない事由については、欠格事由のみに規定し、取消し事由には規定しない。

それ以外の事由について、両者の内容を同一にするためには、以下の3つの方法がある。

- ①当該制度で一度確認を受けた者に関する欠格事由を設ける場合には、欠格事由に「取消しから〇年を経過しない者」を規定することで、取消し事由に該当して確認の取消しが行われた場合には、一定の年数が経過するまでの間は欠格事由に該当するようにする。
- ②欠格事由を具体的に規定し、それを取消し事由に引用する、又は、逆に、取消し事由を具体的に規定し、それを欠格事由に引用する。
(規定例：「第〇条第〇項に該当するに至ったとき。」)
- ③欠格事由と取消し事由の両者に同一の内容を繰り返し具体的に規定する。

上記①で十分であるか否かについては、授業料等減免に係る確認では、取消しが「できる規定」で規定されており、取消しに裁量があるため、以下の理由から、欠格事由に取消し事由と同一の内容を規定することが必要であり、①に加えて、②又は③のように規定することが必要である。

- ・一つの設置者が複数の都道府県で専門学校を設置できるため、一つの設置者に関する確認を行う都道府県知事が複数ある場合がある。このため、設置者による違法行為等により取消し事由に該当した場合、ある都道府県知事が確認を取り消すか否かの判断が、他の都道府県知事が当該設置者から申請のあった新たな専門学校についての確認を行うか否かを判断する際の前提として影響してくることとなり、欠格事由の内容を全国一律に適用していくことができない。

(欠格事由及び取消し事由として規定する内容)

取消し事由の規定内容には、

- ①直接事由を書き下すもの、
- ②欠格事由を引用するもの

がある。

①としては、主として、当該法律の規定に違反した場合などその制度固有のものが規定されるのが一般的である。

欠格事由の内容には、

- ③一般的な法規範への違反（禁錮以上の刑の刑期が終了していない者等）
- ④確認等を行った日以降に理論上生じ得ない事由（例えば、取消しを受けた日から〇年を経過しない者であること）
- ⑤（必要に応じて）取消し事由として直接書き下した①と同様の内容等が規定されている。

本法律案では、上述の通り、④のうち「取消しを受けてから〇年を経過しない者」のみを規定したのでは不十分であるため、⑤として取消し事由である①についても直接欠格事由に規定することが必要である。

（このような規定例として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第2項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第18条第2項第4号の他、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第35条第4項第3号（この法律その他薬事関係法違反から2年経過しない者）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第2項第11号（取消し前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき）がある。）

(本法律案における欠格事由及び取消し事由として規定する具体的な内容)

本法律案における規定内容についての基本的な考え方は以下の通りである。

- ・取消し事由については、本制度が学生支援の観点から実施されるものであり、学生等に帰責性のない理由により確認を取り消すことは妥当ではなく、この法律の対象外とすることで広く不正・不当な状態一般の是正を図るべきことでもないことから、この法律案への違反等を行った場合に限定している。
- ・一般的な規範への違反（禁錮以上の刑の刑期が終了していない者等）については、子ども・子育て支援法制定時に、学校（幼稚園）関係については設置認可により担保される事項があるとして規定されなかったことを踏まえて、学校（大学等）についての制度である本法律案においても規定しない。

具体的な規定方法や規定ぶりについては、以下の考えによることとし、その規定事項については、別添の通りである。

①欠格事由の一部を政令において規定することについて

本法律案は、法律の構造について全般的に子ども・子育て支援法にならっており、欠格事由と取消し事由の規定方法についても、同法に基本的にならうこととする。

このため、欠格事由は、同法第40条第2項の規定ぶりを参考としつつ、「取消しを受けた者及び政令で定める者でその取消しの日等から3年を経過しないものではないこと」と規定する。

②役員に係る規定を欠格事由として規定し、それを取消し事由として引用することについて

取消し事由として、設置者がこの法律違反等をして一定年数を経過していない場合のみならず、この法律違反等を行った者で一定年数が経過していない役員についても規定する。

この点、設置者による法律違反等で取り消された場合が欠格事由及び取消し事由としての中核的な内容であり、役員に係る規定はその付随的な規定であることから、上記欠格事由として定める「取消しを受けた者及び政令で定める者」の「政令で定める者」として役員に係る内容を規定した上で、当該規定を取消し事由として引用することで、取消し事由としてもその内容を規定することとする。（ただし、取消し事由として引用すると不合理な事態が生じ得る事由は除く。（P4参照））

③個人立の設置者の存在も踏まえた規定とすることについて

子ども・子育て支援法は、法人立の設置者のみについて規定するものであるが（同法第31条第1項柱書）、本法律案では個人立の専門学校も存在するため、政令で定める者は、そのことも踏まえたものとする。

（具体的には、欠格事由及び取消し事由について規定する法律のうち、法人立及び個人立について適用がある、障害者総合支援法の規定事項を踏まえる。）

具体的には、欠格事由と取消し事由について、以下のケースについて規定する必要がある。

設置者の種別等		欠格事由 (欠格事由に該当する以下の者であった者でないこと)	取消事由 (取消事由に該当する以下の者でないこと)
個人立の	設置者が	個人立の設置者(イ)	法人立・個人立の設置者(A)
	設置者が	法人立の設置者の役員(ロ)	
法人立の	設置者が	法人立の設置者(ハ)	法人立の設置者の役員、個人立の設置者(B)
	設置者の役員が	個人立の設置者(二)	
	設置者の役員が	法人立の設置者の役員(ホ)	

※イ～ホ、(A)・(B)については、別添の本法律の欠格事由及び取消し事由のまとめ及び障害者総合支援法において同じ。

(第15条第1項第1号の規定ぶりについて)

欠格事由に規定する事項のうち、いずれを取消し事由として規定するのかについては、原則として、子ども・子育て支援法に倣うこととする。すなわち、欠格事由と取消し事由は、確認の際のみ要件を満たすような脱法的行為を許容しないためにも、原則として一致することが適切であるが、完全な一致を図ると実態として不合理が生じ得る場合については、欠格事由として規定しつつも、取消し事由としては規定しないこととする。

上述の「欠格事由と取消し事由の完全な一致を図ると実態として不合理が生じ得る場合」としては、本法律案においては、具体的には、同一の設置者が複数の大学等を設置している場合が想定される。

以下の＜欠格事由及び取消し事由の適用について＞の通り、基本的な考え方としては、ある大学等に係る確認が取り消された場合に、それが当該大学等のみに係る法令違反である場合には、その取消しは当該大学等についてのみ行い、学生保護の観点から、その設置者が設置する他の大学等については、確認の取消しは行わないというものである。

このことを踏まえると、複数の大学等を設置している設置者について想定すると、設置者に係る欠格事由のうち、以下の事由については、取消し事由に引用することはしない。

- ・確認を取り消された大学等の設置者で、その取消しから起算して3年を経過しないもの
- ・3年以内に処分逃れ目的の辞退をした設置者(聴聞通知から処分まで)
- ・3年以内に処分逃れ目的の辞退をした設置者(検査から聴聞決定予定日まで)

なお、設置者が、3年以内に第15条第1項に規定する行為を行った場合については、既に、法律上に規定があり(第15条第1項)、欠格事由を取消し要件として引用したとしても、違法行為が3年以上たってから明らかになった場合

には適用がないことから、これを取消し事由として引用することはしない。

これにより、仮にある1つの大学等に係る取消しが行われても、役員のうちに直接取消し事由に該当する行為をした者がいなければ、他の大学等に係る確認が取り消されることはない。

この点、欠格事由と取消し事由とで一致しない部分については、確認の際のみ満たすといった脱法行為が行われることも想定されるが、設置するすべての大学等について確認を取り消すことは不合理であり、学生への影響が大きいことを鑑み、上述のような規定とする。

このような規定内容は、子ども・子育て支援法に倣ったものである。すなわち、同法においては、役員に係る欠格事由としては、役員のうちに以下の者がいる場合を規定している。

- ・取消しを受けた設置者において役員であった者で5年を経過しない者
- ・処分逃れ目的で辞退した設置者において役員であった者で5年を経過しない者
- ・教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者

しかしながら、取消し事由としては、役員のうちに以下の者がいる場合に限り規定している。

- ・教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(欠格事由及び取消し事由の適用について)

欠格事由及び取消し事由は、その規定ぶりは、その事由に該当してから一定年数以内であることを規定する以外は同一であるものの、第15条の柱書において、「当該確認大学等に係る確認」を取り消すことができることとしていることから、それぞれの適用は以下の通りとなる。

事後的に、ある欠格事由に該当した場合、

- ①当該事由が、例えば、複数の外部理事を置くことなど、特定の大学等に関わるものではない、設置者に生じる事由の場合には、この例であれば、その設置者の設置するすべての大学等において関係するため、当該すべての大学等について、確認要件を満たさなくなったとして、当該すべての大学等について確認が取り消されうこととなる。
- ②当該事由が、例えば、確認を受けた大学の減免費用に係る設置者が行った不正など、特定の大学等に関わる設置者に生じる事由の場合には、第15条柱書に「当該確認大学に係る確認を取り消すことができる」と規定しているため、この例であれば、当該大学についての確認のみが取り消される。
- ③当該事由が、例えば、確認を受けた大学が厳格な成績管理をしていなかつたなど、特定の大学等に関わる大学等に生じる事由の場合には、上記②と

同様の理由で、この例であれば、当該大学についての確認のみが取り消される。

他方で、上記①～③において、当該大学の設置者が別の大学等について新たに確認を求める場合には、いずれの場合にも、第7条第2項第3号に規定する「取り消された大学等の設置者」となることから、当該確認を求める大学等については、確認を受けることはできない。

【政令における要検討事項】

第7条第2項第3号及び第15条第1項第1号の政令事項については、同一設置者が複数の大学等を設置する場合の問題（1つの大学の確認取消しが他大学の確認取消し事由となる事態）を回避するため、現時点においては、上述の様な整理としているが、

- ・当該考え方の、実態としての適切性（1つ大学で確認取消しを受けた場合は同一設置者の他大学も取消し処分すべきという考え方も取り得る）
- ・政令における規定の在り方

については、他制度における整理も踏まえ、引き続き検討が必要。

《参考》

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

・一～三 （略）

2・3 （略）

（確認の取消し等）

第四十条 （略）

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第十八条 (略)

2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一～三 (略)

四 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

五 (略)

○再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（特定細胞加工物の製造の許可）

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。

一・二 (略)

三 前二号に該当する者を除くほか、この法律、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）若しくは医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から二年を経過しない者

四 (略)

5 (略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（指定の取消し等）

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十 (略)

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 (略)

2・3 (略)

本法律案における欠格事由及び取消し事由の対応

欠格事由 (法第7条第2項及び政令)		取消し事由 (法第15条第1項)
法律	当該大学等の設置者が、確認を取り消された大学等の設置者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの	一（同一設置者が複数大学等設置する場合の不都合を避けるため、第1号には規定しない。）
政令	3年以内に右欄に該当する行為があった設置者（個人及び法人） <別表イ、ハ> (第15条第1項第2~6号の取消し事由として時点を限定することなく規定されており、同条第1項第1号には規定しない。)	①確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき（2号） ②確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき（3号） ③確認大学等の設置者が、第13条第2項に規定する報告又は物件の提出・提示をせず、又は虚偽の報告や虚偽の物件の提出・提示をしたとき（4号） ④確認大学等の設置者が、第13条第2項に規定する出頭命令違反、答弁拒否・虚偽答弁、検査拒否・妨害・忌避をしたとき（5号） ⑤確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき（6号）
	3年以内に処分逃れ目的の辞退をした設置者 (聴聞通知日から処分決定日まで)	一（同一設置者が複数大学等設置する場合の不都合を避けるため、第1号には規定しない。）
	3年以内に処分逃れ目的の辞退をした設置者 (検査日から聴聞決定予定日まで)（※）	一（同一設置者が複数大学等設置する場合の不都合を避けるため、第1号には規定しない。）
	設置者が法人の場合で、その役員のうちに以下に該当する者がある設置者 (i) 取消しを受けた設置者（法人・個人）において役員であった者で、取消しの日から3年経過していない者 (ii) 取消しを受けた設置者（個人）であって、取消しの日から3年経過していない者 (iii) 処分逃れ目的で辞退した設置者（法人）において役員であった者がいる設置者で、辞退の日から3年経過していない者 (iv) 処分逃れ目的で辞退した設置者（個人）で、辞退の日から3年経過していない者（※） (v) 3年以内に①～⑤に該当する者<別表二、ホ>	左欄のうち、下線部について、欠格事由（第7条第2項第3号）において「政令で定める者」として規定し、同一の事由について取消し事由（第15条第1項第1号）としても規定
	設置者が個人の場合で、以下に該当するとき (i) 取消しを受けた設置者（法人）において役員であった者で、取消しの日から3年経過していない者 (ii) 処分逃れ目的で辞退した設置者（法人）において役員であった者で、辞退の日から3年経過していない者 (iii) 3年以内に法人の役員として①～⑤に該当する者 <別表ロ>	

(※) 子ども・子育て支援法等では、検査が行われた日から取消し処分を行うか否かを決する日までの間に辞退をした場合は、取消し処分に係る聴聞通知から処分決定までの間に辞退した場合に比べて悪質性が低いことから、役員に係る欠格事由には前者を規定しておらず、今回の制度においてもこれに倣っている。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

欠格事由

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条（略）

取り消された設置者（法人・個人）、
取り消された設置者（法人・個人）の役員がいる設置者（法人）

（法人・個人）
処分逃れを行つた設置者

（役員であつた設置者（法人）の
役員であつた設置者（個人））

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～五の二（略）

六 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。（以下、略）。

七（略）

八 申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに關し不正又は著しく不正な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三（略）

①～④ 不正不当な行為を行つた者（設置者（法人・個人）、役員、
その他の者である設置者（法人・個人））

⑤ その役員が各号の者である設置者（法人）

取消事由

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 (略)

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に關し不正があったとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 (略)

2・3 (略)

不正不当な行為を行つた設置者(法人・個人)

役員、その役員が不正不当な行為を行つた者(設置者(法人・個人)、

その他の者)である設置者(法人・個人)、

大学等における修学の支援に関する法律案

内閣法制局長官御指摘事項御説明資料

平成31年1月文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

＜目次＞

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について…………… 1

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について

旧第15条第1項第7号に規定して内容については、設置者による法律違反等で取り消された場合が欠格事由及び取消し事由としての中核的な内容であり、役員に係る規定はその付随的な規定である。

このため、役員に係る規定については、第7条第2項第3号の欠格事由として規定することとし、具体的には、第15条第1項の規定により確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者の一つとして規定する。

《参考》

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をできなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第三章 雜則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するためには必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

- 一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣
- 二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主管部门（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）
- 四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときば、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に關し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に關し、大学等がその經營を繼續的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。

二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするととき。

三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

（国の負担）

第十一條 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（認定の取消し等）

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

3 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させる

ことができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告、命令等）

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することが

できる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に關し不正な行為をしたとき。

四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に

掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを受け日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免

資金」とする。

(文部科学省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（政府の補助等に係る費用の財源）

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し

又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の二を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」と

いう。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対しても支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の一第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の一、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない場合にあっては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定による改正後的地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ）を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十年法律第一号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに

限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するためには必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律

第 号) 第二条に規定するものをいう。) に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第三章 雜則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するためには必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがいな
いこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それ

ぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府

県

（国の負担）

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が

支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（認定の取消し等）

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。
- 3 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求める、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。

二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。

三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。

四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づづく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 ✓ 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができ
る。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二

条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

（文部科学省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対しても支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない

場合にあつては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後的地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項に

おいて「同じ」を加える。

第二十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律
第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

追加用例集

(大学等における修学の支援に関する法律案(仮称))

＜目次＞

第7条第2項第4号関係	1
「○○が法人である場合において、」	
第7条第2項第4号関係	1
「役員のうちに、…者で、…経過しないもの」	
第7条第2項第3号関係	2
「役員のうちに…がいないこと。」	
第7条第2項第3号関係	2
「…者又は…者で、○○又は○○から起算して○年を経過しないも の」	
第7条第2項第4号関係	3
「○○に違反した者」を受けて「その違反行為」と規定する例	
第7条第2項第4号関係	3
「その違反行為をした日」	

第7条第2項第4号関係

「〇〇が法人である場合において、」

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第十九条の十八 都道府県知事は次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇九（略）

十 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関して不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十一（略）

第7条第2項第4号関係

「役員のうちに、…者で、…経過しないもの」

○沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）

第三条 即売市協法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の許可の申請であつて、申請者の業務を執行する役員のうち（沖縄の法令の規定（法第）十五第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）の罪を犯し、禁錮（いり）以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から起算して三年を経過しないものがあるものは、即売市協法第十七条第一項第四号に該当する許可の申請とみなす。

第7条第2項第3号関係

「役員のうちに…がないこと。」

○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)
(認可の基準)

第18条の十五 経済産業大臣は、前条第一項の認可

の申請が次の各号のいずれにも適合していると認め
るときは、設立の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 従属のうち第18条の二十一各号のいずれ
かに該当する者がいないこと。

四・五 (略)

○介護保険法(平成九年法律第百一十二号)
(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、
次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サ
ービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項にお
いて同じ。)に係る指定の申請にあつては、第六号の二、
第六号の三(第十号及び第十一号を除く。)のいずれか
に該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定
をしてはならない。

一・六の三 (略)

七 申請者が、第七十八条の十(第一号から第五号ま
でを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係
る行政手続法第十五条の規定による通知があつた
日から当該処分をする日又は処分をしないことを
決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規
定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃
止について相当の理由がある者を除く。)又は第七
十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該
指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)
で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年
を経過しないものであると認めた。

5・11 (略)

七・一・十二 (略)

第7条第2項第4号関係

「〇〇に違反した者」を受けて「その違反行為」と規定する例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(平成四年法律第七十五号)

(措置命令等)

第四十条 (略)

2 環境大臣は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定(違反した者第三十七条第七項(第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、「これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

3 (略)

○自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)

第五十八条 第四十六条第一項又は第四十七条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、第五十三条から前条までに定める处罚の程度を「えない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

第7条第2項第4号関係

「その違反行為をした日」

○畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八百八十二号)

(指定乳製品等の充渡しをしない場合)

第一十五条 機構は、次の場合には、第二十二条の規定による充渡しをしないものとする。

一 第二十二条の規定による充渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

二・三 (略)

大学等における修学の支援に関する法律案

内閣法制局長官御指摘事項御説明資料

平成31年1月文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

＜目次＞

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について 1

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について

旧第15条第1項第7号に規定していた内容については、第7条第2項第4号として規定することとする。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第2項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令213号）第18条第2項では、欠格事由をすべて法律に規定するのではなく、確認を取り消された設置者であってその取消しから5年を経過しない設置者以外の事由については、当該設置者に準ずる者として政令において規定しており、本法律案の欠格事由についてもこれに倣った規定方法としている（第7条第2項第3号）。

旧第15条第1項第7号の内容については、それが設置者自体ではなく、設置者の役員に関する欠格事由であることから、第7条第2項第3号において、「確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者」として規定するのではなく、第4号として設置者の役員に係る欠格事由の規定を別に設けることとする。

設置者の役員に係る欠格事由については、旧第15条第1項第7号に相当するものの他、旧第7条第2項第3号において規定することを想定していたものとして、

- ・取消しを受けた設置者において役員であった者が、その役員にいる設置者で、取消しの日から3年経過していないもの
- ・取消しを受けた設置者（個人立）が、その役員にいる設置者で、取消しの日から3年経過していないもの
- ・処分逃れ目的で辞退した設置者において役員であった者が、その役員にいる設置者で、辞退の日から3年経過していないもの
- ・処分逃れ目的で辞退した設置者（個人立）が、その役員にいる設置者で、辞退の日から3年経過していないもの

などがあり、個人立の設置者の存在を踏まえた規定も設ける必要があることから、その規定内容が複雑となるため、第7条第2項第3号と同様の規定方法とし、これらについては政令において規定する。

《参考》

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号） (確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関

し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）
(法第四十条第二項の政令で定める者等)

第十八条（略）

2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十一条第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日

イ その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（口において「その者の親会社等」という。）

ロ その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

ハ その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

二 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見

込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十二条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の辞退の日

四 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

五 その者の役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者 それぞれイからハまでに定める日

イ 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、その役員又は長であった者 当該確認の取消しの日

ロ 第二号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内に、その役員又は長であった者 当該確認の辞退の日

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

○大学等における修学の支援に関する法律案 ※前回審査時提出版

（大学等の確認）

第七条 （略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一・二 （略）

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

3 （略）

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一～六 （略）

七 確認大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに確認の取消しをしようとするとき前三年以内にこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者があるとき。

(立卷)

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

(略)

2

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第二章 雜則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

- 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

（国の負担）

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（認定の取消し等）

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告、命令等）

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に關し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができ
る。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二

条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

（文部科学省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十二条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない

場合にあつては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にしてた行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項に

おいて同じ」を加える。

第二十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律
号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第三章 雜則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するためには必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに對して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入學金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の經營基盤に關し、大学等がその經營を繼續的かつ安定期に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づづく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府

県

(国の負担)

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。
- 3 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（報告等）

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させることができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの人であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求める、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帶し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に關し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 ✓ 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いすれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができ
る。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二

条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

（文部科学省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（政府の補助等に係る費用の財源）

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出として「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない

場合にあつては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項に

おいて同じ」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律
号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律案

内閣法制局長官御指摘事項御説明資料

平成31年1月文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

＜目次＞

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について	1
第12条第3項の修正について（「当該確認大学等の設置者」）	5

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について

1. 取消し事由として掲げていた原案の第15条第1項第7号に規定していた内容（役員による違法行為）については、下記の点を踏まえて、欠格事由として第7条第2項第4号に規定するよう修正する。
 2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第2項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令213号）第18条第2項では、欠格事由として、設置者による違法行為に係るものと役員による違法行為に係るものと並べて規定しており、本法律案でもこれにならい、欠格事由として設置者に係るものと役員に係るものと並べて規定する。
 3. 役員に係る欠格事由については、子ども・子育て支援法では、その政令において規定しているが、これは、法律で、役員に係る取消し事由を別途規定し、役員に係る事由が既に明示されているためである。
他方、本法律案では、取消し事由において役員に係るものはないため、役員に係る欠格事由を第7条第2項第3号の「確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者」として規定するのではなく、同項第4号として役員に係る欠格事由を法律上で明記することとする。
 4. 役員に係る欠格事由については、同号において明記するもの（役員による法令違反）の他、下記のものなどを規定する必要があり、個人立の設置者の存在を踏まえたものもあることから、第7条第2項第3号と同様に「これに準ずる者として政令で定める者」も同項第4号にあわせて規定し、下記の欠格事由については政令で規定することとする。
 - ・取消しを受けた設置者において役員であった者が、その役員にいる設置者で、取消しの日から3年経過していないもの
 - ・取消しを受けた設置者（個人立）が、その役員にいる設置者で、取消しの日から3年経過していないもの
 - ・処分逃れ目的で辞退した設置者において役員であった者が、その役員にいる設置者で、辞退の日から3年経過していないもの
 - ・処分逃れ目的で辞退した設置者（個人立）が、その役員にいる設置者で、辞退の日から3年経過していないもの

《参考》

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号） (確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をできなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関

し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第十八条（略）

2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十一条第二項第二号及び附則第十一項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日

イ その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（口において「その者の親会社等」という。）

ロ その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

ハ その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

二 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定を見ることが見

込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の辞退の日

四 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

五 その者の役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者 それぞれイからハまでに定める日

イ 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、その役員又は長であった者 当該確認の取消しの日

ロ 第二号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内に、その役員又は長であった者 当該確認の辞退の日

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

第12条第3項の修正について（「当該確認大学等の設置者」）

原案の第12条第3項中では、「確認大学等の設置者」を受けて「当該設置者」という表現を用いていたが、第13条第2項並びに第14条第1項及び第3項においては、「確認大学等の設置者」を同じ項において指し示す表現として「当該確認大学等の設置者」を用いているところ、第12条第3項においても、平仄をとるため、「当該設置者」を「当該確認大学等の設置者」と修正している。

追加用例集

(大学等における修学の支援に関する法律案(仮称))

＜目次＞

第7条第2項第4号関係	1
「○○が法人である場合において、」	
第7条第2項第4号関係	1
「役員のうちに、…者で、…経過しないもの」	
第7条第2項第3号関係	2
「役員のうちに、…がないこと。」	
第7条第2項第3号関係	2
「…者又は…者で、○○又は○○から起算して○年を経過しないもの」	
第7条第2項第4号関係	3
「○○に違反した者」を受けて「その違反行為」と規定する例	
第7条第2項第4号関係	3
「その違反行為をした日」	

第7条第2項第4号関係

「〇〇が法人である場合において、」

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六六十四号）

第十九条の十八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇九 (略)

十 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関して不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

一一 (略)

第7条第2項第4号関係

「役員のうちに、…者で、…経過しないもの」

○沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）

第三条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の許可の申請であつて、申請者の業務を執行する役員のうちに、沖縄の法令の規定（法第十五条规定第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）の罪を犯し、禁錮（二）以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないものがあるものは、卸売市場法第十七条第一項第四号に該当する許可の申請とみなす。

2 (略)

第7条第2項第3号関係

「役員のうちに、…がないこと。」

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える

者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がない

一～二 (略)

イ～ホ (略)

五～八 (略)

2～5 (略)

○信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がない

一～二 (略)

イ～ホ (略)

五～八 (略)

2～4 (略)

○介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2～3 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三(第十号及び第十一号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない)。

一～六の三 (略)

七 申請者が、第七十八条の十(第一号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の人の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものである。

第7条第2項第4号関係

「〇〇に違反した者」を受けて「その違反行為」と規定する例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(平成四年法律第七十五号)

(措置命令等)

第四十条 (略)

2 環境大臣は、第三十七条第四項若しくは第三十八条

第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項(第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定

により付された条件に違反した者、前条第一項の規定

による届出をしないで同項に規定する行為をした者

又は同条第一項の規定による命令に違反した者がそ

の違反行為によつて国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべき」とを命ぜることができる。

3 (略)

○自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)

第五十八条 第四十六条第一項又は第四十七条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、第五十三条から前条までに定める处罚の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

第7条第2項第4号関係

「その違反行為をした日」

○畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第一十五条 機構は、次の場合には、第一十三条の規定による売渡しをしないものとする。
一 第二十三条の規定による売渡しの契約に違反して、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

二・三 (略)

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第三章 雑則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一百三十二条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府

県

(国の負担)

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（報告等）

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させることができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求める、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帶し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合には、他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができ
る。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二

条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

(文部科学省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しつとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第一十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない

場合にあつては、前項の支給が終了する日まで（の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項に

おいて同じ」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律
号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律案

内閣法制局長官御指摘事項御説明資料

平成31年1月文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

＜目次＞

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について	1
第12条第3項の修正について（「当該確認大学等の設置者」）	5

欠格事由と取消し事由に規定する内容の考え方について

1. 取消し事由として掲げていた原案の第15条第1項第7号に規定していた内容（役員による違法行為）については、下記の点を踏まえて、欠格事由として第7条第2項第4号に規定するよう修正する。
 2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第2項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令213号）第18条第2項では、欠格事由として、設置者による違法行為に係るものと役員による違法行為に係るものと並べて規定しており、本法律案でもこれにならい、欠格事由として設置者に係るものと役員に係るものと並べて規定する。
 3. 役員に係る欠格事由については、子ども・子育て支援法では、その政令において規定しているが、これは、法律で、役員に係る取消し事由を別途規定し、役員に係る事由が既に明示されているためである。
他方、本法律案では、取消し事由において役員に係るものはないため、役員に係る欠格事由を第7条第2項第3号の「確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者」として規定するのではなく、同項第4号として役員に係る欠格事由を法律上で明記することとする。
 4. 役員に係る欠格事由については、同号において明記するもの（役員による法令違反）の他、下記のものなどを規定する必要があり、個人立の設置者の存在を踏まえたものもあることから、第7条第2項第3号と同様に「これに準ずる者として政令で定める者」も同項第4号にあわせて規定し、下記の欠格事由については政令で規定することとする。
 - ・取消しを受けた設置者において役員であった者が、その役員にいる設置者で、取消しの日から3年経過していないもの
 - ・取消しを受けた設置者（個人立）が、その役員にいる設置者で、取消しの日から3年経過していないもの
 - ・処分逃れ目的で辞退した設置者において役員であった者が、その役員にいる設置者で、辞退の日から3年経過していないもの
 - ・処分逃れ目的で辞退した設置者（個人立）が、その役員にいる設置者で、辞退の日から3年経過していないもの

《参考》

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号） (確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をできなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関

し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第十八条（略）

2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十一条第二項第二号及び附則第十二条第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日

イ その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（ロにおいて「その者の親会社等」という。）

ロ その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

ハ その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

二 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見

込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十二条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の辞退の日

四 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

五 その者の役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者 それぞれイからハまでに定める日

イ 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、その役員又は長であった者 当該確認の取消しの日

ロ 第二号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内に、その役員又は長であった者 当該確認の辞退の日

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

第12条第3項の修正について（「当該確認大学等の設置者」）

原案の第12条第3項中では、「確認大学等の設置者」を受けて「当該設置者」という表現を用いていたが、第13条第2項並びに第14条第1項及び第3項においては、「確認大学等の設置者」を同じ項において指し示す表現として「当該確認大学等の設置者」を用いているところ、第12条第3項においても、平仄をとるため、「当該設置者」を「当該確認大学等の設置者」と修正している。

追加用例集

(大学等における修学の支援に関する法律案(仮称))

＜目次＞

第7条第2項第4号関係	1
「〇〇が法人である場合において、」	
第7条第2項第4号関係	1
「役員のうちに、…者で、…経過しないもの」	
第7条第2項第3号関係	2
「役員のうちに、…がないこと。」	
第7条第2項第3号関係	2
「…者又は…者で、〇〇又は〇〇から起算して〇年を経過しないもの」	
第7条第2項第4号関係	3
「〇〇に違反した者」を受けて「その違反行為」と規定する例	
第7条第2項第4号関係	3
「その違反行為をした日」	

第7条第2項第4号関係

「〇〇が法人である場合において、」

○児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）

第十九条の十八　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　（略）

十　指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その経営等のいかに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関して不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十一　（略）

第7条第2項第4号関係

「役員のうちに、…者で、…経過しないもの」

○沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）

第三条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の許可の申請であつて、申請者の業務を執行する役員のうち（沖縄の法令の規定（法第十五条规定第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）の罪を犯し、禁錮（一）以上の刑に処せられた者）（その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものがあるものは、卸売市場法第十七条第一項第四号に該当する許可の申請とみなす。）

第7条第2項第3号関係

「役員のうちに、…がないこと。」

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～三 (略)

四 複数のうちの二つ以上のいずれかに該当する者がないこと。

イ～ホ (略)

五～八 (略)

2～5 (略)

○信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～二 (略)

四 複数のうちの二つ以上のいずれかに該当する者がないこと。

イ～ホ (略)

五～八 (略)

2～4 (略)

第7条第2項第3号関係

「…者又は…者で、○○又は○○から起算して〇年を経過しないもの」

○介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2～3 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十一号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一～六の三 (略)

七 申請者が、第七十八条の十(第一号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第二十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

5～11 (略)

第7条第2項第4号関係

「〇〇に違反した者」を受けて「その違反行為」と規定する例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(平成四年法律第七十五号)

(指揮命令等)

第四十条 (略)

2 環境大臣は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項（第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、「これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

3 (略)

○自然環境保全法 (昭和四十七年法律第八十五号)

第五十八条 第四十六条第一項又は第四十七条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に對して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、第五十三条から前条までに定める处罚の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

第7条第2項第4号関係

「その違反行為をした日」

○畜産経営の安定に関する法律 (昭和三十六年法律第八百八十二号)

(指定乳製品等の充渡しをしない場合)

第二十五条 機構は、次の場合には、第二十三条の規定による充渡しをしないものとする。
一 第二十三条の規定による充渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
二・三 (略)

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

第三章 雑則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するためには必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いすれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門

学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に關し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に關し、大学等がその經營を繼續的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それ
ぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

- 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

- 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府

県

（国の負担）

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が
支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（認定の取消し等）

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させることができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求める、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帶し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に關し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

▽

- 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二

条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

（文部科学省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（政府の補助等に係る費用の財源）

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

- 一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用
- 二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十二条の規定による国の負担に係るもの

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しつとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第一二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない

場合にあつては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前条の規定による改正後的地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項に

おいて同じ」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するためには必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律
第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。